

【別紙1:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条
第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	令和2年4月1日	法人コード	A002244
	至	令和3年3月31日	法人名	公益社団法人宮崎県医師会

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益社団法人宮崎県医師会		
設立登記日(注)	平成24年4月1日		
法人の目的	本会は、医道の昂揚、医学・医術の発達普及及び公衆衛生の向上を図り、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	宮崎県	宮崎市和知川原1丁目101番地	
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)	本会の社員は、概ね会員50名の中から1名の割合をもって選出される代議員をもって社員とする。 代議員の選出は、郡市医師会の総会において選挙を行う。 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。また、代議員会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の3分の2以上の多数による決議により、代議員の資格を喪失させることができる。その他、代議員は、会員資格の喪失・すべての代議員の同意によって代議員の資格を失う。		
社員の数(公益社団法人のみ)	36人		

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%超		
第2段階の合計	収入の額		費用の額
	228,864,551円		238,913,041円
収入 > 費用の場合の対応			

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (欄の額 ÷ 欄～ 欄の合計額)	66.9 %
公益実施費用額	236,553,105 円
収益等実施費用額	97,689,055 円
管理運営費用額	19,389,145 円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	16,350,000 円	うち個人から	6,100,000 円
		うち法人から	10,250,000 円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	824,297 円
-------------	-----------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	1,233,587,636 円	負債額	205,018,410 円
		正味財産額	1,028,569,226 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	238,542,345 円
遊休財産額	322,825,003 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(欄 + 欄の合計額)	517,390,431 円
公益目的増減差額	59,189,789 円
公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	458,200,642 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	13,958,333 円
(うち、退職手当の額)	0 円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。